

坂出市高齢者福祉計画
および
第9期介護保険事業計画

概要版



坂出市

1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

本市では、2000（平成12）年度に介護保険制度がスタートされて以降、高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定し、さまざまな高齢者福祉施策の推進に取り組んできました。

本計画は、これまでの取組を引き継ぎながら、改めて2025（令和7）年、そして2040（令和22）年までの見通しを十分に検討した上で、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図り、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを進める計画として、「坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画であり、介護保険事業計画は、必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

高齢者福祉計画

すべての高齢者施策に関する基本的方向や目標など取り組むべき施策全般を定める計画

介護保険事業計画

介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、
介護保険事業の円滑な実施に関する計画

3. 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度～2026（令和8）年度の3年間です。

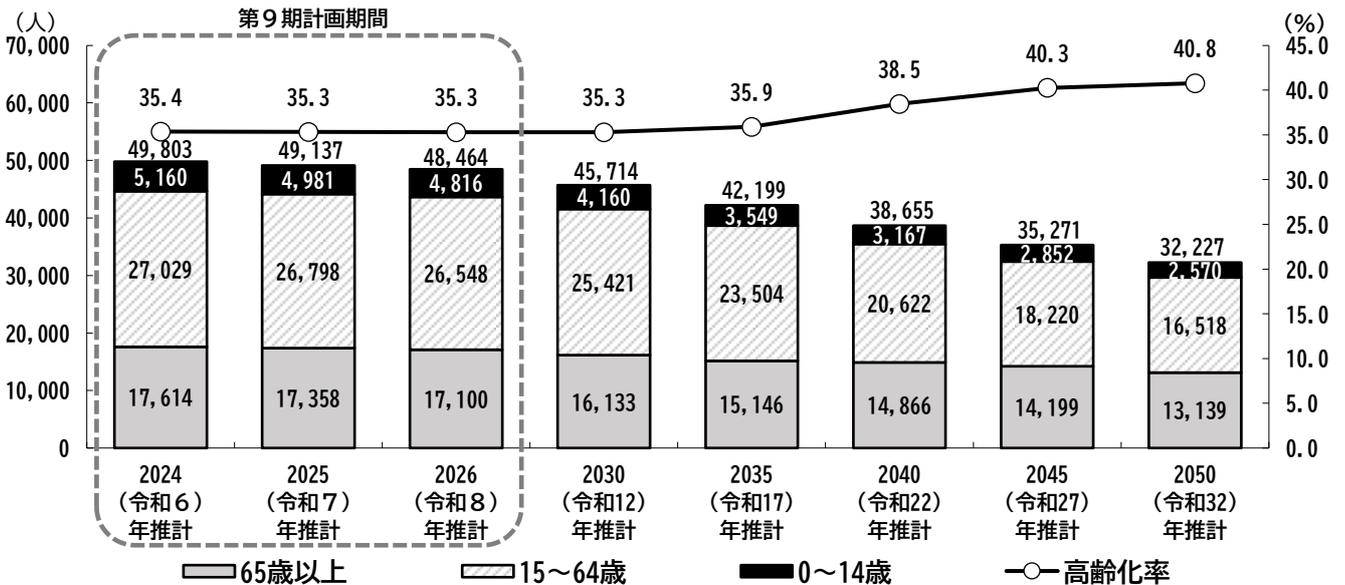
本計画では、高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年を見通し、2025（令和7）年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保することが重要となっています。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
<2025年までの中長期的な見通し>								
第8期計画 2021～2023			第9期計画 2024～2026			第10期計画 2027～2029		

2 坂出市における高齢者を取り巻く現状

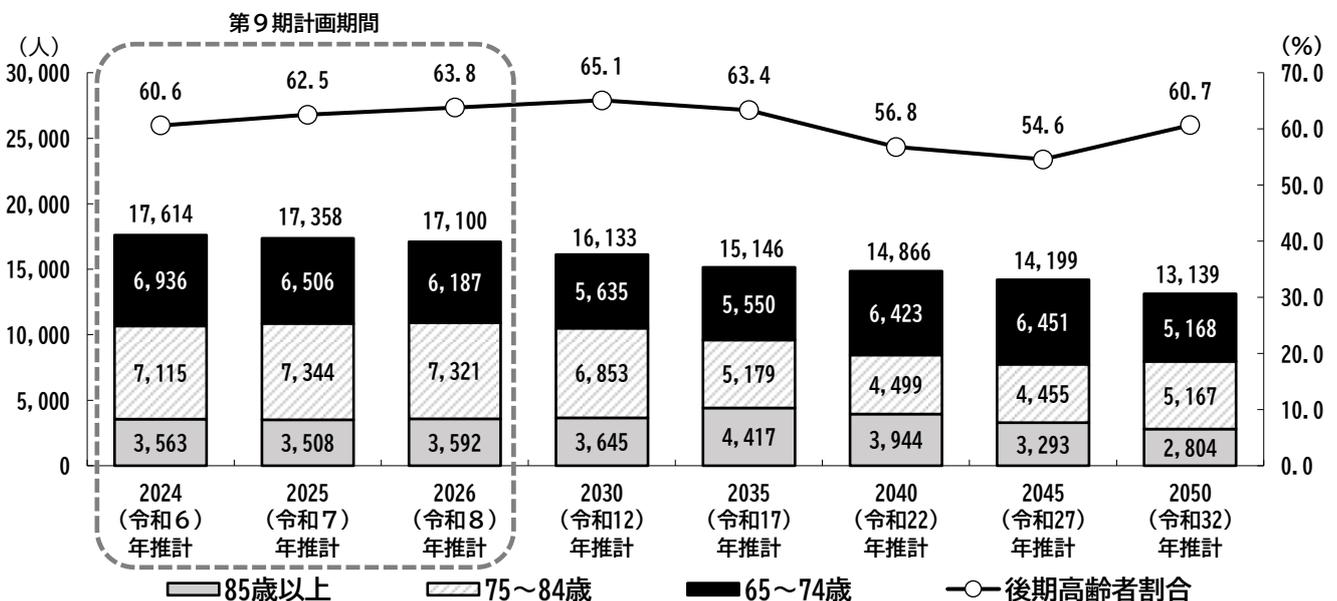
(1) 人口推計

本市の総人口は、2024（令和6）年推計の49,803人から2026（令和8）年には48,464人と1,339人減少、2050（令和32）年には32,227人と17,576人減少すると予測されます。年齢3区分では、65歳以上、15～64歳、0～14歳のいずれも2024（令和6）年以降は減少すると予測されており、2050（令和32）年では65歳以上は13,139人、15～64歳は16,518人、0～14歳は2,570人と予測されています。



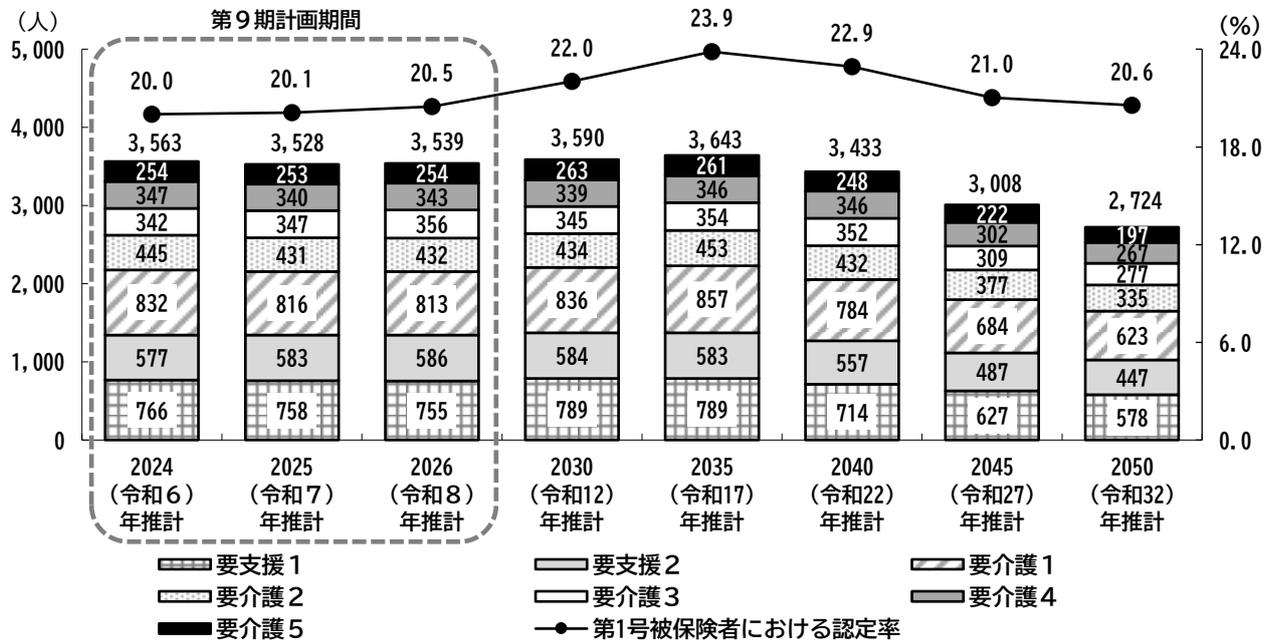
(2) 65歳以上人口の推計

前期・後期高齢者人口の推計において、前期高齢者人口は2024（令和6）年から2035（令和17）年まで減少していますが、2040（令和22）年では増加に転じ、2050（令和32）年に再び減少する見込みとなっています。一方、後期高齢者人口は2024（令和6）年から2026（令和8）年まで増加していますが、それ以降は2045（令和27）年まで減少する見込みとなっています。



(3) 要支援・要介護認定者数の推計

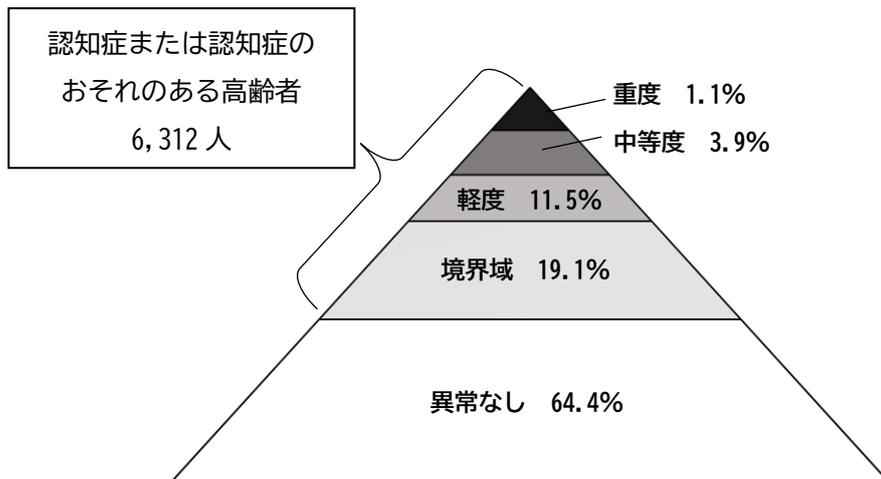
要支援・要介護認定者数の推計では、2025（令和7）年から緩やかに増加し、2035（令和17）年を境に減少に転じると見込まれています。また、第1号被保険者の認定率も同様に上昇を続けますが、2035（令和17）年の23.9%から下降していくと予測されます。



※認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の総数とし、認定率には第2号被保険者は含まない
 ※推計は、2023（令和5）年9月分の認定率により独自に試算

(4) 認知症高齢者数の推定値

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、認知症または認知症のおそれのある高齢者は6,312人と推定され、65歳以上の約3人に1人の割合となります。



※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を参考にし、未回答群も回答群と同じ程度のCPS（認知機能障害の程度）であろうという前提での推定値

※実際の人口値（住民基本台帳）を参考にして算出

4 施策の推進

1. 介護予防と社会参加の推進

(1) 介護予防の充実

目標	取組	
介護予防・フレイル予防の充実	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○現役世代の生活習慣病対策と介護予防の連携した取組の実施 ○「出張栄養相談」の実施
	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○多職種による、通いの場での介護予防に関する普及啓発 ○気軽に相談できる体制づくりの充実
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○オリジナル体操「ころばんで体操」の普及啓発 ○介護予防サポーター養成など地域での担い手づくり ○「出前講座」を通じたフレイル予防・介護予防に関する普及啓発 ○「さかいで介護の日」での普及啓発 ○保健事業と介護予防の一体的な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆転倒予防に特化した事業の実施 ◆認知症予防に重点をおいた取組の実施 ◆フレイル予防や生きがいつくりを目的としたフレイル・オーラルフレイル予防対策等の普及啓発

(2) 高齢者の社会活動支援

目標	取組	
健幸づくりの推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○かがわ健康ポイント事業との連携 ○高血圧や糖尿病の予防のための生活習慣病改善に向けての周知啓発 ○特定健康診査の受診勧奨 ○家庭訪問、健康相談、健康教育などのきめ細やかな保健指導の強化 ○適度な食事、適度な運動、禁煙などの生活習慣病改善の促進
生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいつくりの推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ体操広場の設置による普及活動 ○生涯学習フェスタへの参加促進 ○生涯スポーツの普及 ○体力測定の実施 ○生きがいつくりのための各種講演会の開催（老人大学等）



目標	取組	
高齢者の活動の推進	新規	○通いの場への多職種による協力支援メニュー表の提供
	継続	○老人クラブ等への参加促進および活動の多様化 ○小・中学生による地域の福祉施設との交流や行事等における多世代交流の促進 ○民生委員や関係機関団体との連携 ○シルバー人材センターの会員増に向けて広報活動 ○閉じこもり予防のため、住民主体の通いの場設置への支援

2. 高齢者の生活を支える体制の充実

(1) 「坂出ささえまるネットワーク」の充実

目標	取組	
地域住民が地域の課題を理解し、お互いに支えあう体制づくり	継続	○第2層協議体における、市内の情報の共有 ○生活支援コーディネーターと連携した既存の取組の推進 ○民生委員による援護を必要とする住民への見守りや声かけと相談支援活動の推進 ○地域の課題に応じた住民主体の活動創出の支援
地域における各団体が行っている助け合い、支えあい活動の連携の推進	継続	○配食・声かけ・見守り活動を実施している各団体の連携の推進 ○坂出ささえまるネットワーク井戸ばた会議開催を通じた、市民への普及啓発 ○地域の担い手を発掘するための普及活動

(2) 在宅生活支援の充実

目標	取組	
家族介護・在宅介護の支援	継続	○介護支援サービスの充実 ◆在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 ◆介護慰労金支給事業 ◆寝具乾燥消毒サービス事業 ◆老人入浴サービス給付事業
ひとり暮らし高齢者等への支援	継続	○見守り協定事業の実施（郵便局、JA、新聞販売店等） ○介護支援サービスの充実 ◆老人福祉電話貸与事業 ◆要援護老人給食サービス事業 ○高齢者見守り支援事業（坂出ほっとふれんず）による訪問活動を通じたニーズ把握と支援 ○老人クラブによるひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅の訪問



(3) 安心して生活するための環境づくり

目標	取組	
高齢者に適切な住まい環境の整備	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームの状況把握と情報提供 ○坂出市民間住宅耐震対策支援事業の推進 ○住宅用火災警報器の普及活動
高齢者や障がい者など地域住民が生活しやすい都市整備	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な歩道幅や段差解消、勾配の軽減等バリアフリーを考慮した街路整備 ○高齢者や子どもの利用に配慮した公園などの整備 ○デマンド型乗合タクシー、循環バスの利用促進
交通安全の推進および高齢者の事故防止対策の強化	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者運転免許証自主返納支援事業 ○高齢者の参加による交通安全キャンペーン ○高齢者交通安全教室の実施
災害等や救急救命時を想定した支援体制の整備	拡充	○個別避難計画（BCP）の推進
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○Net119緊急通報システム ○あんしん通報サービス事業 ○福祉避難所（二次避難所）の整備 ○公共施設の耐震化工事 ○自主防災組織の活動の促進 ○災害時の避難（避難行動要支援者避難支援計画[個別計画]）の整備 ○きんとキット（救急医療情報キット）、携帯カード、119番登録制度の普及啓発および消防本部との連携 ○老人大学での救急実技指導および防火講演

(4) 高齢者の権利擁護と虐待防止

目標	取組	
高齢者の虐待防止	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待防止マニュアルの活用 ○警察、病院、サービス事業所等関係機関との連携の強化
	継続	○老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用
高齢者の権利擁護	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆市長申立て ◆成年後見人等報酬助成 ○坂出市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業との連携 ○坂出市権利擁護専門委員会での対応事例についての検討



目標	取組	
成年後見制度の利用促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進体制整備事業の推進 ○専門職、関係機関との地域連携ネットワークの構築 (周知啓発・受任調整・後見人支援) ○坂出市成年後見センターとの連携 ○市民後見人養成を通じた担い手の確保

3. 認知症施策の推進

(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発

目標	取組	
認知症を正しく理解し、 支え合う地域づくり	拡充	○世界アルツハイマーデーと連動した普及啓発の取組
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い対象者への認知症サポーター養成講座の実施 ○認知症サポーター養成講座修了者へのステップアップ講座の開催 ○認知症ケアパスの利用促進
認知症予防に対する知識の 普及啓発	拡充	○生活習慣病や口コモ予防担当部署との連携の強化
	継続	○認知症予防につながる運動・栄養改善・社会参加活動の重要性の啓発

(2) 認知症の人や関わる人への支援

目標	取組	
早期発見・早期対応の推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知 ○認知症初期集中支援チームと連携の強化 (かかりつけ医、専門医療機関、認知症疾患医療センター、 歯科医療機関、薬局、民生委員、地域住民等)
本人や家族の視点を取り入れた 施策の推進	新規	○チームオレンジの発足
	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」の周知と連携の強化 ○認知症の身近な地域の相談窓口の周知



4. 包括的な支援体制の拡充

(1) 地域包括支援センターの機能強化

目標	取組	
地域包括支援センターを中心とした相談体制の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護と育児」や「介護と介護」を同時に担う「ダブルケア」への支援 ○地域包括支援センターの相談窓口としての普及啓発

(2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

目標	取組	
多職種連携による地域ケア会議の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジャーの資質向上のための新規ケアプランチェック事業 ○自立支援にむけた事例検討会の実施（要支援者を対象） ○地域課題を把握し、社会資源の開発や政策形成につなげるための地域ケア会議に開催
包括的・継続的なケアマネジメントの推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援・重症化防止に資するための研修の充実 ○困難事例の検討のためのケース検討会の開催

(3) 在宅医療・介護連携の推進

目標	取組	
在宅医療・介護連携に関する相談窓口等の周知啓発	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○「エンディングノート」等を利用したACP（アドバンスケアプランニング）に関する周知啓発 ○「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面ごとに対する支援の促進 ○市民を対象とした「看取り」や「終末期」に関する講演会の実施
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーターを中心とした相談窓口の周知啓発 ○地域の在宅医療や介護の資源の把握（情報収集、リスト化、マップ化） ○本人の意見を尊重した意思決定支援の促進
切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・介護関係者の情報共有の支援（情報共有ツール）
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・介護関係者の顔の見える関係づくり（多職種研修会） ○医療・介護関係者等による事例検討会（レコルデ在宅） ○多職種連携の実践のためのグループワークの実施

(4) 重層的支援基盤の整備

目標	取組	
重層的支援のための横断的支援体制の充実	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援に対する体制の整備

5. 介護サービスの質的向上

(1) 介護サービス事業所への支援

目標	取組	
介護サービスの質的向上	継続	○介護サービス事業所への継続的な相談、支援による介護サービスの質の向上

(2) 持続可能な介護保険制度運営

目標	取組	
効率的・効果的な介護給付の促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付適正化計画に沿って計画的に実施し、検証・評価・見直しを行う ◆要介護認定の適正化 ◆ケアプランの点検 ◆住宅改修・福祉用具の点検 ◆医療情報との突合・縦覧点検 ○介護サービス相談員派遣事業の実施 ○第三者行為求償の取組拡大 ○介護サービス相談員、認定調査員の各種研修への参加 ○離島等サービス確保対策事業の推進 ○実地指導等を通じたサービス事業所への指導 ○居宅介護支援事業者連絡会や地域ケア個別会議を通じた介護支援専門員への助言 ○国が示す方針に基づく申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化
介護保険に関する情報提供・啓発	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○老人大学等での介護保険制度の説明、出前講座の開催 ○広報紙、ホームページ等を通じた高齢者に配慮した情報の提供 ○制度改正に対応したパンフレットの作成、医療機関への配布
介護人材の確保および資質の向上	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○県の実施する人材育成研修等の教育機会の活用支援 ○介護の魅力を発信することによる介護人材の発掘



5 介護保険料について

第1号被保険者の保険料は次のとおりです。なお、制度改正に伴い、所得段階は現行の9段階から13段階に移行します。

保険料基準月額：5,594円（年額67,100円）

【2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの所得段階別介護保険料】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料（円）
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	30,500 (19,100)
2	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685 (0.485)	45,900 (32,500)
3	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が120万円を超える人	0.69 (0.685)	46,200 (45,900)
4	・本人が市民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.875	58,700
5	・本人が市民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超える人	1.00 基準額	67,100
6	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	80,500
7	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.25	83,800
8	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上320万円未満の人	1.50	100,600
9	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	114,000
10	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	127,400
11	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	140,900
12	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	154,300
13	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上の人	2.40	161,000

※市民税非課税世帯（第1段階～第3段階）の保険料について、公費により（ ）内の保険料率への軽減を行います。

坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画 【概要版】

発行年月：2024（令和6）年3月

発行：坂出市 福祉事務所 ふくし課 かいご課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL：0877-44-5090 FAX：0877-44-5028